

都道府県の国民の保護に関する計画の変更

平成30年6月26日の閣議において、栃木県、群馬県、山梨県、岐阜県、高知県及び大分県の国民の保護に関する計画の変更について「異議がない」旨を決定しました。

- ・ 都道府県は、法令改正、国民の保護に関する基本指針の変更や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、栃木県、群馬県、山梨県、岐阜県、高知県及び大分県から、計画の変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

都道府県の国民の保護に関する計画の変更概要

【栃木県】

- ・ 武力攻撃原子力災害への対処の記述追加
武力攻撃原子力災害時の対応として、モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の配布等、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等を新規に追加する。

【群馬県】

- ・ 関係機関との連携強化
指定地方公共機関に群馬県石油協同組合を新規に指定する。
- ・ 県対策本部の体制の強化
緊急事態の原因が不明な状況での初動体制について、より包括的で柔軟な対応を可能とするため、群馬県災害対策本部（災害対策基本法が根拠）から群馬県危機対策本部（群馬県危機管理大綱が根拠）へ変更する。
- ・ 職員の参集連絡体制の強化
実際に被害が発生していなくても県内への影響の可能性がある場合も規定した参集基準に変更する。

【山梨県】

- ・ 県対策本部の体制及び職員の参集連絡体制の強化
職員参集基準及び体制の設置判断基準に、「国民保護担当課体制」（防災危機管理課、消防保安課全職員が参集）より早急に情報収集等対応が必要な場合に設置する「国民保護担当者体制」（防災危機管理課の国民保護担当者が参集）を新規に追加する。

【岐阜県】

- ・ 通信手段の追加
移動系通信（岐阜県が独自に整備した無線中継所を活用したデジタル無線通信網）の供用が平成30年1月から開始されたことに伴い、非常通信体制に移動系通信の活用を明記する。

【高知県】

- ・ 県対策本部の体制及び職員の参集連絡体制の強化
県の体制及び職員の参集基準について、国民保護担当職員のみで対応する「担当課体制」を見直し、国民保護担当職員及び危機管理部職員で対応する「危機管理部体制」に変更する。
- ・ 情報伝達手段の追加
警報等の情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を明記する。

【大分県】

・ 県対策本部の体制の強化

大規模災害時に被災市町村の機能が低下した場合等に県庁から派遣され、被災市町村において市災害対策本部の支援等を行うため、総務班に災害時緊急支援隊を新規に追加する。

被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等の支援を行うため、被災者救援部に外国人救援班を新規に追加する。